

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

琴浦町

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金27,500円を支払うものとする
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年8月26日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字赤碕地内

(3) 事故の状況

鳥取県琴浦大山警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、対向車を避けるため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するガードパイプに衝突し、同ガードパイプを破損させたものである。